

自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和3年1月29日（金曜日）

開 会 午前10時30分

閉 会 午前11時24分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 11人

委員長 鋪 田 博 紀

副委員長 松 井 桂 将

委 員 松 井 邦 人

// 金 谷 幸 則

// 高 田 真 里

// 東 篤

// 小 西 直 樹

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

6 会議の概要

委員長 それでは、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

 まず、委員会記録の署名委員に、橋本委員、横野委員を指名いたします。

 本日の協議事項は、自転車の安全利用の促進に係る意見について、それから今後の進め方についてであります。

 前回の本委員会では、条例制定については、今任期中の制定は一旦見合わせることにし、条例制定以外の手法により自転車の安全利用の促進を図るため、委員の皆さんより御意見をいただけてきました。

 この御意見と考えられる手法について、正・副委員長において取りまとめたものを委員の皆さんには事前にお配りしております。

 この資料については、本日改めて手元に配付してありますので、まず資料の内容について私から説明をしたいと思います。

 まずは1番、自転車の安全利用の促進に係る意見について。

 （1）市への意見、要望について、①として一これと併せてお配りさせていただきました自転車利用環境整備計画の案についてですけれども一自転車利用環境整備計画（以下、「

計画」) について、自転車の安全利用の促進に関し、計画の着実な推進を図ること。

その際には、以下についても併せて検討することとして、ア、来年度以降の自転車の安全利用に関する施策について速やかに示すとともに、重点的に実施するものについて市民等へ周知すること、イ、10年後の目標指標の設定のみではなく、5年後などの途中段階での指標を設定すること。

次に、②安全教育についてであります。小・中学生の自転車利用に係る安全教育の内容について検証し、ヘルメットの着用などによる、被害を軽減させる方法の周知徹底等に努めること。これについては、年齢やライフステージに応じた交通安全教育の実施などを含めて計画に新たに盛り込まれているところもございましたけれども、改めてもう少し具体的に要望したいということです。

それから、③として、自転車損害賠償責任保険等（以下、「保険等」）への加入促進について、保険等に関する情報提供体制の強化や加入促進キャンペーンの実施等により、市民への意識啓発を強化すること。

その際には、以下についても併せて検討すること。

アとして、保険等への加入状況のチェックチ

ャートをホームページなどに掲載し、市民が自身の加入状況を把握できる体制を強化すること。イとして、保険等への未加入時のデメリットについて周知を強化すること―保険の加入促進についても、次期計画の中に新規で盛り込まれておりますが、このことについてもう少し具体的に要望するものであります。

それから、④として、市単独の助成制度について、自転車の安全利用の促進のため、保険等への加入促進を含めた助成制度の創設を検討すること。

これについては、次期計画の中には特には盛り込まれておりませんが、保険等への加入促進につなげる1つの方策として助成制度も創設してほしいということを議会として要望するものです。

それから、⑤として、他自治体と連携した一体的な取組についてということで、県や他市町村との連携を強化し、自転車安全利用の促進に係る合同キャンペーン等の実施を検討すること。

以上、⑤までのことについて、市への意見、要望として取り上げたいと思っています。

また、現在の計画期間の終了に伴い、その効果の検証結果を議会へ報告することという意見もございましたけれども、これについては

自転車利用環境整備計画を所管する委員会が厚生委員会でありますので、本特別委員会としては要望しないということにしたいと思えます。これは、必要であれば厚生委員会で報告していただきたいということにしてはどうかということでございます。

それから次に、裏面に行きまして、2の市に対する要望の手法について、御意見をいただいた上で2つに絞っております。

(1)として、市に対する要望書の提出であります。市当局に少しでも早く要望内容についての検討を行うことを促すためにも、本特別委員会の意見について、各派代表者会議へ諮った上ではありますけれども、市議会の総意として3月定例会前に市へ要望書を提出したいというふうに考えています。

それから、(2)委員会調査報告書及び委員長報告での市への提言ということで、委員会条例第35条の規定により、委員会は事件の調査を終了した場合に報告書を作成し議長へ提出するとともに、その内容について、本会議において委員長報告を行いますけれども、その報告の中に市への提言を付け加えることを考えたいと思っております。

私からの説明は以上とさせていただきますが、ただいま申し上げた意見も含め、委員の皆さ

んの御意見を改めて伺いたいと思います。
まず、1の自転車の安全利用の促進に係る意見について、この内容で取りまとめさせていただいてよろしいかどうか、皆さんの意見をお聞かせください。どなたからでも結構です。

村上委員 ア、来年度以降の自転車の安全利用に関する施策について速やかに示すというのは、今示されている自転車利用環境整備計画以外で、ということですか。計画そのものが施策ではないかと。つまり、自転車の安全利用に関する施策について速やかに示しているのではないかなと思うのですが、我々が求めようとしているものは、この計画とは違うのですか。

委員長 前回までの委員会でいただいた意見の中で、この計画をベースにしながら、もっと具体的な施策について早期に示してほしいと。具体的に言うと、例えば直近の3月議会で予算を伴ったものなどを示してほしいというようなことであったかと思います。

村上委員 では、この計画をどのように位置づけているのですか。アの内容と計画の内容の整合性について、私は分かりません。
この計画が自転車の安全利用に関する施策に

ついてまさに示しているものだとは思うのです。次の3月議会で何かしてほしいということで、市への要望をわざわざ委員会として行うべきものと私は思わないのですが……。まさにこの計画のことだと思うのですけれども、違うのですか。どう捉えているのですか。

委員長

皆さんがどのように捉えているのかということになると、皆さんから発言いただくしかないかと。

村上委員

どうしてこれを市への意見、要望として改めて出すのかという意義がちゃんとないと、これは委員会としては面白くない話だと思うのです。

10年ということを考える意味で、この計画はすごく大きいものなのです。自転車の安全利用に関する施策について、上位である法律や県の条例にも記載がある自転車活用推進計画に位置づけられたものであるから、まさに施策そのものであって、計画期間10年が終わるということで、新しい10年間のことについて示していると。

そして、市民へ周知することは間違いないので、なぜこの要望に改めてアというものがあるのか、私はちょっと納得できないし、意味

が分からないのです。

委員長

正・副委員長の案として出していますので、私のほうからお答えしますと、これまでの委員会の議論を踏まえた中で、整備計画は大きなものの1つになってくると思います。

その中で、より具体的な施策については一先ほど私は3月議会とは申しましたが、計画をベースにした来年度以降の施策について早めに示して、より効果的な施策となるように市民への周知も図っていただきたいということで、付け加える形になるかと思っています。

村上委員

もう1つ確認しておきますと、私はずっと、自転車利用環境整備計画との整合性を図っていくべきだと一市とリンクしながら、協調しながら、計画にどういうことが書かれているのか、どういうものをつくろうとしているのか考えながら、条例が必要かどうかということを見極めなければいけないということを書いてきたはずです。今の話だと、では私が書いてきたことは何だったのかと、がっくりですよ。「だから言わんこっちゃない」と言いたくなりますよ。計画を見極めながら進めなければいけないし、ちゃんと並行していればよかったのにと思っています。

我々の意見が次期計画に盛り込まれているのかいないのかも、この委員会ではまだよく見ていません。前回の委員会までにこの全文を持っていたのは、私以外に誰かいらっしやいましたか。だから、プリントアウトしてもらったわけではないですか。

どうも1周遅れています。2周も3周も遅れているという印象を私は持っています。

わざわざこのことを要望に加えると、「いや、市はやっています」と言われるのが落ちだと思ってしまうのですが、そうではないのでしょうか。

委員長

計画を拝見させていただくと、具体的に少し踏み込んだ部分もあります。ですが、そうではない部分もあります。

もちろんこの計画については非常に一ベースになっていきますけれども、その中で、より具体的に安全利用促進の観点から、施策を実施するときに、なるべく早く内容を示して、市民の理解が得られるようにしていくべきではないかと。この計画が当然大前提にはなりません。

村上委員

この委員会は、自転車の安全利用の促進を図ることが目的なのですよ。条例をつくることが目的ですか。

委員長

お答えしますと、これは前々回の委員会でも少し触れましたけれども、自転車の安全利用を促進するために、条例制定を含めてといたしますか、安全利用推進のための1つの柱として、条例制定をすることについて調査・研究するためにつくられた委員会であります。

村上委員

ですから、これは市へ投げるのではなくて、計画に基づいて、この委員会でやらなければいけないことではないかと私は思うわけです。計画案はもう出来上がったのだから、これについて研究をして、一部の会派が強力に実施しようとした自転車賠償責任保険等への加入義務化に対しどうしたら市民の理解を得られるのかということをお我々は考えなければいけないのではないのですか。この流れからいくと一私はそう思います。

イへ行きます。10年後の目標指標の設定のみではなく、5年後などの途中段階での指標を設定すること—10年後というと、恐らく次期計画（案）68ページの自転車賠償責任保険への加入率50%のことだと。これが5年後であろうと10年後であろうと、現在の全国平均ほどの数値を市が10年後の目標指標に設定するという非常に違和感があります。50%というのは一多くの方々が保

険加入を義務化しなければいけないと言っていたのは、50%程度のことだったのですか。違うでしょう。保険加入を義務化しようと強く言っていた人たちは、加入率は50%程度でよかったのですか。50%で納得してしまうというのは、どういうことなのだろうと。義務化しようとしていたのに50%と。これでいいのですかということをお伺いしたいのです。

柱があるとおっしゃった方がいたから、これが柱なのでしょう。それがこの50%という数値でいいのですか。これが柱なのです。今の全国平均に10年後に追いつくことを目標指標としていいのですか、ということをお伺いしたいのです。

高田 重信委員 この特別委員会は、あくまでも最初は条例制定を目指すという形でスタートして、皆さんと真摯に意見を交換してきたつもりであったのですが、最終的には、前回のとおり条例制定は見合わせるという形になりました。その時点において、私たち自民党会派とすれば一御破算になったと。

目標指標は目標としながらも、次期計画においては、10年後に保険加入率50%と一その数字の妥当性なりは、これから検証という

こともあるのかもしれませんが、今までよりも少しでも高めるということが私たちの1つの方針でもありますので、市が目指すべきものは、それはそれとして承認すべきものである、納得しているものであると私は思っています。

ただ、委員長も言われました5年後などの途中段階での指標ということは、我が会派からも意見を出させていただきましたが、先ほど村上委員が言われたように50%という数字が、それでいいのかどうなのかということを含めながら一正直に言って、厚生委員会のほうでもう一度聞かせていただきたいという部分はあります。

前回の特別委員会において、条例制定は見合わせるという結論になりましたが、この自転車利用環境整備計画の内容を詰めていくことを、この特別委員会で行うというのは、話が違ってくるのかなと。やるとすれば、新たな特別委員会などをつくる、そういった趣旨でやっていかないと。今はあくまでも市が示した計画案に対して、この委員会では、ある程度妥当ではないかということが前回までの話合いの内容ではなかったかなと、私はそのように捉えております。

今ほど、このアとイについては、少しでも早

くということ一内容について、会派で読み込んでいないところもあるということも確かではありますが—ただ、1つの方向性としては、市としてもこれだけ考えてこられた中で、前回我が会派からも言わせていただいた予算の部分など、もう少し突っ込んだ内容についても示していただけたらいいのではないかと。やはり要望すべきことは要望したほうがいいのかなという思いであります。

村上委員

ですから、市が次期自転車利用環境整備計画をつくろうとしているときに我々としても研究をしていくべきだということ、私はずっと言ってきたわけです。それをやった上で十分なものができたから条例をつくる必要はないだろうということ、我々が決断するのが正しい委員会の在り方であって、今は、市当局から反対されたので条例制定はやめましたというような受け取られ方をしています。新聞記事にもそう書いてあります。これは委員会としてあってはいけないことですよ。委員会として、要は条例が必要かどうかを決めるときに、次期計画がよくできているから、これで我々の目的が十分に達成されるから制定は見送りましょうと、こういう結論ならいいけれども、どうもそうではなさそうではな

いですか。これからまた別の委員会などをつくると、では我々のこの委員会は一体何だったのですかということをおは言っています。

委員長 ほかに御意見はございますか。

村上委員 もう一度聞きますよ。目標指標が50%でいいのですか。皆さんが目指してきたものはそれでいいのですか。

市は50%と言って、でも議会はそれとは違うけれども、市当局に合わせるのだと。これでいいのですか。我々も市民の代表なのでよ。

高田 重信委員 その点は検討委員会で諮られて、昨日承認されたということも聞いております。

だからこそ、この内容については、ここではなくて厚生委員会でしっかり話すべきだろうという思いがあります。

村上委員 特別委員会はそんなものなのですか。厚生委員会に任せるのですか。

なぜ厚生委員会ではなくてこの特別委員会が必要かということ一いいですか、安全だけ、条例制定だけに特化するからこんなことになるのですよ。

自転車利用環境整備計画は自転車活用推進計画でもあります。自転車の安全な活用、推進ということを目標にしていれば、厚生委員会に預けようなんて話にはならないはずですよ。本来の自転車を利用する方々の安全、あるいは自転車を利用する方々が増える、今使っている人がもっと使いやすくなるということを考えて、市民の代表として我々は特別委員会をつくってやるべきで、それを目的としてやってきたのだと私は思うのですが、そうではなくて、もう一方の柱で条例をつくらなければならないということがあるから、こういうずれが生じてくるわけです。

ですから、柱は何ですかと私は何回も聞いていたのだけれども、それはあるとおっしゃって、結果的に市当局が消極的だからやめましよう。こんなばかな話はないと私は思いますよ。

高田 重信委員 この特別委員会がつくられた目的について、もう一度言ってもらえますか。

議事調査課長 自転車の安全利用促進に関する条例制定に向けた調査・研究ということが調査事件となっております。

高田 重信委員 最初は自民党会派から条例案を提案して、議会として、厚生委員会などでいろいろと意見交換をしました。ただ、このままでは厚生委員会の担当部署ではなくなってくると、広くいろいろな部署も関係してくるということで、この特別委員会を立ち上げて、あくまでも条例制定を目指していくという目的の特別委員会であったわけですが、先ほど申し上げたとおり、前回、条例制定は見合わせるという結果になったと。これは、委員会で調査・研究してきた結果であって、村上委員が言われたいろいろなことを含め、意見交換をしながら、結論とすれば条例制定を見合わせるということだと。

ただ、条例は制定できなかったけれども、少しでも計画を活用して一言い方は失礼かもしれませんが一市民の皆様方に提示するということが、委員としての責務の1つかなという思いです。この特別委員会とはまた別個の委員会というところで、予算案件としても提案されてくるだろうと思っています。

ここまで委員の皆さんが発言されたことも踏まえながら、特別委員会としての要望として妥当であると思っております。

村上委員 今、目的についてお話をいただきました。こ

の委員会は条例制定の調査・研究が目的だと。しかし、その目的のさらに根底には、市民生活、自転車活用推進というものがあって、そのために条例制定が必要ではないかということでこの委員会は進んできたわけです。

それが要らないということになると、条例の制定を目指したこと自体に、前のめりな姿勢があったのではないかと否定されかねないと思います。

ですから、あくまでも市民生活、自転車の安全利用、これが根底だということを言っていないと。この委員会の目的は条例制定だから、その議論だけでいいのだ、市民生活の安全はほかの委員会でやればいいのだ—これでは私は納得できません。その言い回しはちょっとおかしいと私は思います。

高田 重信委員 安全だとか安心といったいろいろなことも含めながら、条例案の内容を皆さんと協議してきたわけであって、決して今、村上委員が言ったことをないがしろにしていたわけではなく、そこも含め条例をつくりましょうという観点で話し合ってきたと私は理解していますので、村上委員のその発言はおかしいかなと。ここに委員として参加されて、その内容が欠けていたというのは、ちょっと違和感を覚え

ます。

村上委員

議事録を読んでいただきたいですよ。条例制定に突き進んできた意見がある一方で、そうではない、安全だと、あるいは活用促進だと私が言ってきた意見の違いは、議事録を読んでいただければまさに分かると私は思います。それが理解されていないというのは非常に残念ですが、いずれにしても、我々のこの特別委員会が条例をつくらないというふうに決めた理由については、何回も言いますが、当局が消極的だからという理由はやめてほしいのです。そうではなくて、私が言っているように、この計画が十分なものであるから条例をつくる必要はないというふうにしたいです。そうになると、この50%という目標指標が非常に気にかかります。50%でよかったのならば、何も条例をつくらうということまで言わなくてよかったのではないですか。この50%をどうしますかと一まず条例をつくらなければならないと言っていた人たちは、この50%を何%にしようとしていたのか、ちょっとお聞かせいただけますか。何らかの目標があったはずだと思うのです。100%ではないにしても、50%ではなかったはずですよ。50%というのは半分です。これを

目標にするとしたら、保険に加入しなくてもいいのではないかと思う人は多いと思います。その辺のお気持ちはどうなのか、お聞かせください。

高田 重信委員 会派とすれば、あくまでも、あまりにも低い加入率という現状において、それを少しでも高めて、年々高めていくということで、決して数値目標を決めた条例ではなく、ただ少しでも高めていきたいと思います。

確かに市は50%という目標指標を提示されましたが、50%が正なのか悪なのか、その議論は全然また別個のところ、これを聞かれること自体も私はちょっと腑に落ちません。

村上委員 保険加入を義務化しようとしていたのですよ。義務化しようとしていたのに目標指標は50%でいい、少しずつ上げていけばいいのだというのは、あまりにもトーンダウンし過ぎではないかと思うのですが、そうではなかったというふうに思っていますか。

高田 重信委員 市当局が言ったから条例制定をやめたという先ほどの議論ですが、私はそういった発言を誰かがしたという記憶はなく一議事録を読まないと分からないのですが一市から言われた

ので引き下がりますということでは決してなくて、しっかりとした次期計画の中に盛り込んであると。ただ、市民の皆さんと特別委員会との一条例制定を目指そうというときに、整合性が取れないことで市民が混乱すると困るのではないかということをおは言わせてもらいました。そうしたことを踏まえた中で、自民党会派とすれば見合わせるという判断をして発言させていただいたと思っていますので、その点もまた御理解いただければと思います。

村上委員 そうすると、マスコミの皆さんの書き方や報道の仕方が違うということになりますから猛抗議しなければいけません。今ここにいらっしゃいますが……。

委員長 そこはちょっと整理させてください。

村上委員 新聞あるいはテレビを見た方は、私のような受け取り方をしている方が多いと思います。市が消極的だから駄目だと、あるいは市民の理解が得られないからやめたというふうに書かれていますよ。そのことは非常に問題だと私は思っているのです。

委員長

村上委員、ちょっと一旦……。

(発言する者あり)

委員長

もう一度整理させてください。

ここまでの委員会の議論としては、自転車の安全利用を促進するため、条例制定という手法を使っていこうではないかということで、条例について研究が始まったものと理解しています。

そういった中で、市が策定しようとする次期自転車利用環境整備計画の中に、まさに我々が議論していたこと一つは保険加入の促進、それからヘルメットや安全教育について相当踏み込んだ内容であったので、そういった計画を基にした施策を打ち出していくことがいいのか、あるいは条例を基に進めていくほうがいいのか、今はどちらの手段がいいのかということを議論した中で、最終的には条例制定はせずに、次期自転車利用環境整備計画についてしっかりと進めていこうではないかという結論だったというふうに思っています。では、その計画にある程度委ねるとして、これまで議論してきたことについて、あまり具体的に踏み込まれていないところは何らかの形でしっかりと踏み込んで転用していったらど

うかということで、ここまで来ているのだと思っています。

そういう意味では、例えば先ほど村上委員のほうから、10年後の目標指標が50%との話をされましたが、中間点がないとなかなか施策を打ち出しにくいのではないかとということも前回の意見にありました。数値目標として、これが妥当かどうかについてはまた別の議論として、要望の中に盛り込むかどうかについて議論させていただいたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

村上委員

今、鋪田委員長がおっしゃったようなことであれば私は納得するのです。つまり、条例はつくらなくていいのではないのかという意見をちゃんと取り上げてくれていれば、今おっしゃったようなとおりでしたが、消極的な意見については貴重な意見として承ります程度で、どんどん前のめりに行ったではないですか。そのことを忘れて、今、委員長がおっしゃったような上手なまとめ方、丸く収めるようなことをされると、「ちょっと待ってくれよ」と。

途中から自民党と社民党以外は条例制定には消極的だったはずですよ。それが、最後に市当局から消極的な意見が出たから自民党は意

見が変わったと、私はこう認識しています。
今、鋪田委員長がおっしゃったように、計画と並行して何がいいのかなどという議論をずっとしてきましたか。条例は要らないのではないか、この計画でいいのではないかと、みんなそう言っていましたか。違いますよ。条例をつくらなければならないと言って突っ張ってきたのですよ。

今、鋪田委員長がおっしゃったような流れであれば、「そうだよね、分かりました」となるけれども、それはちょっと認識が違うのではないかなと。

この自転車利用環境整備計画が非常にいいものだから、これにしましょうということであれば、何回も言いますが、この50%という目標指標は、我々の委員会とすれば納得できないところではないかと。

ほかは非常によくできていると私は思いますよ。ホームページに掲載されていたときから見ているですが、随分踏み込んでいただいているなと思っています。

ただ、50%という数値については、我々が話し合ってきた、保険加入を義務化までしようと言っていた意見とは随分違うので、この計画がいいから条例制定をやめましょうということであれば、この50%という数値はど

うしてもこだわらなければいけないところだ
と知っているわけでありませう。ほかの方の意
見も聞いたらいいいと思ひませう。

委員長 目標指標の数値についてどのようにお考えな
のか、お聞かせください。

橋本委員 この計画をしっかりと見定めていくということ
ならば、やはりこの委員会としてもしっかり
意見を言うべきところかと思ひませう。
やはり50%というのは、最終的には低い目
標ではないかなと。委員会として目指してい
たものよりも随分低いのではないかなとい
った思ひがありますから、そういったことも意
見に盛り込むべきかと思ひませう。

小西委員 次期計画について今いろいろと意見が出てい
ます。50%は低いのではないかということ
で、計画をもう1回点検してもらおうとい
うか、数年間は50%で、最終的に100%を
目指していくというような計画にしてい
ただくということをして特別委員会の意
見とすることは可能なのですか。

委員長 その意見が確実に取り入れられて、計画案が
変更されるかどうかは、私はお答えできる立

場にはないです。

委員会なり議会の意思としてお示しするということは、もちろんできると思います。

橋本委員 可能かどうかは別として、やっぱりこの委員会としての姿勢を見せることは必要なのかなという思いです。

委員長 ほかに御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

委員長 目標指標の設定についてでありますけれども、今、村上委員のほうから、そもそも義務化を進めていく立場からすると、50%というのは数値目標としては低いのではないかという意見がありました。

ただ、この目標指標の設定の妥当性については、以前の委員会で、例えば国の議論の中にあつた、保険加入を義務化した都市の話や、あるいは、義務化ではないけれども、いろいろな政策で加入率はこうなったというような数値が委員会資料で示されており、それは皆さんのお手元にもあるかと思います。

それぞれの妥当性というか、背景として、どのような施策が打ち出されているのかという

部分で、一つ一つの事例としてどのような効果があったのかということは、直ちに検証するのはなかなか難しいのではないかと思います。

数値目標として50%と。半分ということで、何かのエビデンスに基づいてということではなく、さらに上の数値を目指しなさいということについては、ある程度意見として出せるとは思いますが、例えば50%から55%とか60%ということの妥当性の検証については、なかなか難しいところがあるとは思いますが。その点についても、もし目標指標を設定するとすればどの辺が妥当なのか。

村上委員、その辺のお考えは何かございませんか。

村上委員

委員長は逆説的なことばかりで分かりにくいというふうにおっしゃいますが、ずばり言うと、具体的な数値を挙げるのは非常に難しいのです。それなのに、条例制定に前のめりだったことが間違いだったと、こういうふうに私は言いたいわけです。

検証しながら、果たして何%がいいのか、それを達成するために条例制定がいいのか、あるいはこのような計画がいいのか、保険加入は努力義務規定でいいのか、義務化しなけれ

ばいけないのかという議論をしないで条例制定に前のめりになった結果がこれだということ私を私は言いたいわけです。

そここのところの反省なくして、何か丸くまとめられるのは非常に心外です。私はアドバイスあるいは意見を随分言ってきたつもりですが、それを聞き置く程度だとか、貴重な御意見として承りますとかということやってきた結果がこれだというふうに私は思っています。

ほかの、次の項目に行ってもいいですか。安全教育とか一まだこの話をしますか。

委員長 いえ、必要であれば次の項目の話をどうぞ。

村上委員 ②で安全教育について検証すると。検証は市当局が行うものなのですか。安全教育について、この委員会とか厚生委員会、あるいは別の特別委員会で一本当に市民の安全を守るとするとすれば、我々議員のすべき仕事ではないのですか。我々は何をすべきなのか。小・中学生の自転車利用に係る安全教育の内容の検証を市に投げていいのか。

あるいは、この程度であれば一般質問でもできる話ですので、委員会としてわざわざ言うことなのかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長　　まず、市に対して検証を求めることについては、これはあくまでも市への意見、要望ということになりますので、それは問題ないかと。ただ、例えば所管の厚生委員会としてずっと検証していくのか一議員として、議会として検証する必要は当然あるかと思いますが、今、市に対する要望としては、これは含めてもいいのではないかと思います。

村上委員　　1周遅れ、2周遅れと言ったのはこのことも含んでおりまして、小・中学生の自転車利用に係る安全教育の内容についての検証をした上で条例をつくらうとしていたのではないのですか。

委員長はこのあたり、学校の安全教育についてよく御承知であって、それが不足していると思って、その検証の結果、条例をつくらうとしたのではなかったのですか。それを今さら検証しなさいというのは、2周、3周遅れているような気がします、違いますか。

委員長　　私に対する質問ですか。

村上委員　　委員長は小・中学生に対する教育については特に御熱心であったというふうに思いますので、十分に検証されていると私は認識してお

ります。現に鋪田委員長はそういう活動をしていらっしやったと思いますので、今さらこれを検証などという話は、二、三周遅れているのではないかと思うのですが、違うのですか。

委員長

私に対する質問なので私からお答えします。

一委員としてですが、厚生委員会の委員の時代から関わってきた話をさせていただくと、今、村上委員がおっしゃったように、私は交通安全教育について、一般質問も何度かさせていただいております。

その中で、学校やPTAにある程度お任せになっている部分があることを見ている中で、条例を制定して、市内で統一してしっかりやっていたらいいなと。

特に、小学校については、御存じのとおり、3年生、4年生の授業の中での学習が始まっておりますが、中学校についてはそこまでなかったのも、特に中学校に関してはなおのこと、望んでいきたいという思いはあります。

委員の中からも、これまでの議論でそういった意見が多く出ておりました。例えば次期計画の中のスケアードストレートなどについては、委員からも発言が何度もあって、今回記載があります。そういった意味で、この意見、

要望の中に改めて載せさせていただきます。それは私の一意見ではなくて、今までの議論などを踏まえての御意見だったのだらうと。私は学校現場を見てきて、そういう課題があると考えていたので、そう捉えたということです。

村上委員

ですから、今、鋪田委員長はそのように一鋪田委員長というか、鋪田議員はそのような理解、検証をきちんとしているわけです。

我々も、当然そういう検証をした上で条例をつくりましょうという話でないと、条例を制定する者として責任がないですし、果たされていないと。全員が小・中学校での教育を検証した上で、これは条例化すべきだということで条例案を提出しようとしたのだと私は思っているのです。今さら検証というのは……。我々は知っていても当局は検証していない、状況を知っていないということなのですか。

委員長

もう一度お答えさせていただきますが、現場を見て検証しなさいということではなくて、例えば中学校に限って言えば、それぞれの学校ごとに委ねられている、ヘルメットの着用率が上がっているのかなどの検証がされていないということは、以前の参考人の発

言でも明らかにになりました。その辺を含めてきちんとその都度検証して、何とか着用率を上げるとか、保険加入率を上げていくということだと。

それと、学校任せにするのではなくて、市統一のフォーマットとして、例えば小学校の授業のような形で取り入れることも何かできるのではないか。そのことによって市全体のヘルメット着用率ですとか、あるいは保険加入率が上がっていくのではないかと。そういうことを都度検証してほしいと。

だから、今、現場で行われていることについては、教育委員会も当然、学校についてある程度把握はされていると思いますが、その中身について、質をもっと高める必要があるのではないか、そのための検証が必要なのではないかということです。

村上委員 なかなかこの文章から読み取れませんが……。

委員長 そういった趣旨の下に、正・副委員長案としてまとめさせていただいたということです。

村上委員 私とすればさっきから言っているとおり、条例制定をやめる理由とすれば、どれを見てもなかなか理解し難いと思います。

この計画をまだ読み込んでいませんという話を誰かされましたよね。それでは駄目ですよ。これをしっかり読み込んだ上で、これは納得がいく、これは納得がいかない。その上で、条例をつくったほうがいいのだけれども、条例をつくるまでもなく、ほかの手段をもって一つまりこの計画を見直す、あるいはこの計画どおり進めるなどという方法があるから、そうしましょうという結論を得なければいけないと思います。

だから、少なくとも全員がこの計画を読み込んだというふうにおっしゃっていただかないと。これさえも読み込んでいないで、どうして結論が出せるのですか。おかしいですよ。もう1回これを読み込んで検討すべきです。本当にこの内容でいいのであれば、条例をつくらなくてもいいだろうという結論にするのが正しい委員会の形だと私は思います。

そのために、私が配ってくださいと言って、計画（案）を配ってもらったのですよ。それなのに、読み込んでいませんなどという話が出てくるわけがないです。読み込んだ上で、これが立派なものだから条例をつくるまでもないですねという結論にするのが委員会として正しいと思います。違いますか。

委員長 当然、私はその前提で正・副委員長案をお示ししているわけであります。

村上委員 しかし、読み込んでないという……。

高田 重信委員 これは正・副委員長の提案という形ですか。

委員長 そうです。

高田 重信委員 これを持ち帰って後日協議ということになりますか。

委員長 いや、今日ここで決めさせていただきたいです。

高田 重信委員 今日ここで、これでいきましょうと決めるといいますか。

委員長 そのために事前に配付させていただきました。

高田 重信委員 確認でした。
採決するしかないのではないですか。

委員長 進め方について、ほかに何か御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

議論がどうも平行線のまま来ておりますけれども、正・副委員長としては一前回の委員会で条例制定を一旦見合わせるということを皆さんに確認させていただきました。

これは結論として今あるわけでありましてけれども一どうも言葉のあやで、すれ違っているところがありますが一次期自転車利用環境整備計画の中にこれまで議論してきた内容が相当含まれていることから、手段として条例制定を進めるのではなくて、この計画をしっかりと推進するように我々議会としても見守っていく必要があると。

また、さらに踏み込んだ内容について、要望があればそれを提言していくということで今日の委員会の開催となっております。

今回、正・副委員長案として出させていただいたものについて、中身としては皆さんどうでしょうか。大筋合意を一異論はございませんでしょうか。

村上委員

納得できません。

委員長

村上委員にその理由をお尋ねいたします。

村上委員

つまり、少なくとも条例をつくることが目的であったから、条例制定はやめたので、この次期計画を読み込んでいませんと。それでは最初に言った、根底にある市民の安全や安心、利用促進を十分に考えているとは言えません。条例制定をしようとした目的一条例制定が目的ではなくて、市民の安全・安心が目的であれば、当然これを読み込んでいて、この問題点あるいは優れた点を考慮した上での委員会開催でなければいけないのに、読み込んでなくて、条例をつくるのは諦めたからもういいではないかという委員会であってははいけないと私は思います。

ですから、今日読み込んでいない人がいるのに結論を出すというのは一採決はしていいですよ。ただし、私は賛成しません。

委員長

村上委員以外は、この意見、要望については、特に御異論はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、改めて委員の皆様にご相談をさせていただきます。

先ほどの自転車の安全利用の促進に係る意見については、本特別委員会の協議結果として

一先ほど目標設定ということも含めて御意見がございましたが、その意見も含めて一私のほうから議長に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

このことについて、賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

それでは、本日出された意見も含めて、私のほうから議長に報告したいというふうに思います。

なお、議長への報告の内容については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上委員

反対意見があったことは報告されるのですか。

委員長

もちろん報告いたします。

それでは、そのように決定いたします。

ここで、これまでの協議を踏まえ、委員の皆さんに改めて御相談申し上げます。

条例制定については、今任期中は一旦見合わ

せること、また、今ほど自転車の安全利用の促進に向けて市へ働きかけることを決定したことを踏まえ、本特別委員会としては、調査目的や役割は一定程度達成できたものと判断し、今年度末をもって付託事件の調査を終了することとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、今後につきましては、委員会条例第35条の規定により、調査結果報告書を議長に提出することになるため、まずは報告書の案を正・副委員長及び事務局において取りまとめ、完成次第、委員の皆さんに事前にお配りしたいと思っております。

その内容を確認していただいた上で、次回の本委員会において、その内容について御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、2番の市に対する要望の手法について、(1)と(2)でお示しさせていただきましたが、要望書の提出、それから委員長報告において同じ内容を市への提言として含めることについても御了解いただけますでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのよう取り計らいます。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の開催日程については、正・副委員長で協議の上、改めて御案内させていただきます。これをもって、本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会いたします。

令和3年1月29日
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 橋本雅雄

署名委員 横野 昭